

「米国関税措置等」への対応について



1. 既に実施している対応

(1) 特別相談窓口の設置

令和 7 年 4 月 3 日付けで「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を設置

(2) 米国関税措置等に係る資金繰り相談に対応

米国関税措置等の影響を受ける中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、借換えや返済緩和の条件変更など資金繰り相談に対応

(3) 兵庫県融資制度「経営円滑化貸付（米国関税措置対策）」の取扱いを開始

通常の「経営円滑化貸付」より要件緩和を行った兵庫県融資制度「経営円滑化貸付（米国関税措置対策）」を令和 7 年 5 月 16 日から取扱いを開始

2. 今後予定されている兵庫県・神戸市の施策

(1) 兵庫県による保証料補助（予算 4 億円） ※令和 7 年 7 月開始予定（県議会で可決された場合）

米国関税措置に伴い影響を受ける中小企業・小規模事業者に対し、必要な構造改善を促すため、中小企業・小規模事業者の経営状況を熟知した地域金融機関による継続的な伴走支援を促進

- ・事業内容：県融資制度において、金融機関等の伴走支援を条件とする資金に対して保証料補助
- ・対象：米国の関税措置による影響を受けた、又は受ける見込みである中小企業・小規模事業者等
- ・対象資金：①経営力強化貸付、②協調支援型特別貸付
- ・補助対象額：融資額 3,000 万円（単年度）まで
- ・補助率：1/4

(2) 神戸市による保証料補助（予算 1 億円） ※令和 7 年 7 月開始予定（市議会で可決された場合）

兵庫県融資制度のうち神戸市独自資金で行っている「こうべおうえん」の融資条件（貸付限度額・保証料補助）を拡充し、小規模事業者の資金繰りを支援

	内 容（下線部分が拡充箇所）		
対 象 者	小規模事業者で一般的な資金を必要とする方		
資 金 使 途	設備・運転資金	利 率	1.65%
貸付限度額	400 万円 ⇒ <u>1,000 万円</u>		
保 証 料 率	0.46～2.02%（神戸市が 2 分の 1 を補助⇒ <u>全額を補助</u> ）		

3. 保証協会としての今後の対応

(1) 資金繰り支援

①情報の収集・活用

実地調査やフォローアップ訪問、ヒアリング等を通じて、米国関税措置に伴う影響等の情報を収集
⇒収集した情報を協会内で共有できる仕組みを構築し、個々の事業者の状況に応じた支援に活用

②自治体制度融資等の活用

米国関税措置に伴う影響を受けている事業者に対して、保証料補助等が講じられている自治体の制度融資等の活用を積極的に促し、資金繰り改善を支援（兵庫県融資制度「協調支援型特別貸付」「経営力強化貸付」、神戸市独自資金「こうべおうえん」等）

③協会独自制度の活用促進

米国関税措置に伴う影響を受けながらも、それを契機として、販路開拓や新分野進出等に前向きに取り組む事業者に対して、保証料割引がある協会独自制度の活用を積極的に促し、新たな事業展開を支援（ひょうご発展支援保証「リードα」、事業性評価保証「タッグ」等）

(2) 経営支援

①ダイレクトメール・SNSを活用した相談案内

ダイレクトメールやSNSを活用した相談案内を送付し、金融・経営相談を促す

②業況報告書による状況確認と個別サポート

金融機関からの報告書において、米国の関税措置による影響を受けている旨の記載があった先に対して、個別にサポートを実施

③外部専門家派遣の提案

米国の関税措置に伴い、業況が厳しくなった事業者に対して、外部専門家派遣制度の積極的な活用を促す

④専門相談窓口の案内

米国の関税措置による影響を受ける事業者に対して、ジェトロや中小機構の「米国関税措置等に伴う特別相談窓口」への専門相談窓口への相談を促す

⑤動画配信

専門家による事業者向けの動画を協会HPに掲載する等、影響を受ける事業者に対する支援を実施

(3) 情報発信

①金融機関・関係機関等への周知

金融機関との勉強会や兵庫県地域支援金融会議等、金融機関が集まる場で、新設制度融資や特別相談窓口等を周知

②広報

保証時報やHP等で、米国関税措置に対応する各種施策の広報を行う